

令和5年第1回広尾町議会臨時会 第1号

令和5年1月30日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第 1号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第11号）について
- 5 議案第 2号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について

○出席議員（11名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
6番 志村 國昭	7番 星加 廣保
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 山谷 照夫
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（1名）

5番 北藤 利通

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美

住 民 課 長 補 佐
 兼 住 民 課 長 補 佐
 保 健 福 祉 課 長
 保 健 福 祉 課 参 事
 兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長
 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
 兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長
 健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長
 保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長
 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
 認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長
 認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長
 兼 豊 似 保 育 所 長
 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長
 兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長
 農 林 課 長
 兼 町 営 牧 場 長
 水 産 商 工 観 光 課 長
 建 設 水 道 課 長
 建 設 水 道 課 長 補 佐
 建 設 水 道 課 長 補 佐
 兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長
 港 湾 課 長
 港 湾 課 長 補 佐

村 中 晃 央
 三 浦 直 子
 宝 泉 大
 保 坂 一 也
 宝 泉 大
 村 上 洋 子
 保 坂 一 也
 三 浦 直 子
 浜 頭 力
 佐 藤 清 美
 西 脇 優 子
 佐 々 木 み ゆ き
 佐 々 木 み ゆ き
 金 石 輝 義
 金 石 輝 義
 平 浩 則
 平 浩 則
 室 谷 直 宏
 寺 井 昌 真
 三 上 樹
 川 崎 一
 寺 井 真
 安 岡 弘
 須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長
 管 理 課 長
 管 理 課 長 補 佐
 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
 社 会 教 育 課 長
 兼 図 書 館 長
 兼 海 洋 博 物 館 長

菅 原 康 博
 山 畑 裕 貴
 三 浦 弘 樹
 山 岸 達 也
 沖 田 一 美
 沖 田 一 美
 沖 田 一 美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長

今 村 弘 美

事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事	浅 野 愛 海

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第1回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
議員の出欠であります、5番、北藤利通議員より欠席の届出があります。
本臨時会には、町長から議案2件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、志村國昭議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和5年第1回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、ありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の国保病院における新型コロナウイルス集団感染についてであります。
昨年12月11日、病棟勤務職員1名の感染を確認したため、入院患者及び病棟勤務職員の検査をし

たところ、新たに8名の感染が確認されました。この報告を受け、同日から入院受入れ及び夜間・休日の救急患者の受入れを停止しましたが、その後も病棟内での感染が拡大し、14日から外来診療も休診したところでもあります。発生の日から19日までに入院患者13名、職員14名の計27名の感染が確認されましたが、この間、連携病院の北斗病院から感染対策課担当看護師による現場確認と指導を受け、感染拡大防止対策の強化を徹底し、職員の復帰をめどに12月22日から外来診療を再開し、12月30日で収束したところでもあります。

今回の集団感染につきましては、住民の皆様にご迷惑、ご不便をおかけしたところでもあります。今後も、感染拡大防止のため必要な措置を講じ、徹底した感染対策に努めてまいります。

次に、2点目の令和4年度普通交付税の再算定についてであります。令和4年度の普通交付税額が国の補正予算の成立に伴い再算定され、追加交付額が12月9日に決定しましたので、その概要について説明いたします。

行政報告別紙資料中段の太枠をご覧くださいと思います。

追加交付額は6,078万7,000円で、令和4年度の総額は34億7,215万9,000円であります。令和3年度と比較いたしますと、1,595万2,000円の増、率で0.5%の増となりました。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号～日程第5 議案第2号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第1号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてと日程第5、議案第2号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第1号及び議案第2号について、一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第1号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,108万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を83億1,055万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費を第2表でお示しするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第3表でお示しするもので

あります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加を第4表でお示しするものであります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

10款1項地方交付税は、先ほど行政報告をいたしました追加交付分であります。

14款2項2目2節在宅福祉事業補助金は、障がい者システムの改修に対する補助金であります。

同目4節児童福祉費補助金及び15款2項2目3節児童福祉費補助金は、出産・子育て応援交付金事業に係る国、道の負担分であります。同項4目農林水産業費道補助金は、大家畜特別支援資金利子補給補助金の道負担分であります。

18款1項繰入金は、森林環境振興事業に充当する基金の追加であります。

21款1項町債は、国の補正予算により追加になった港湾直轄事業の財源とする補正予算債の追加であります。

次に、歳出であります。

2款1項総務管理費は、電気自動車導入による充給電設備工事の追加工事であります。

3款1項社会福祉費は、障がい者福祉システム改修委託料であります。同款2項児童福祉費は、国の出産・子育て応援交付金事業の給付金であります。

お手元の別冊の議案資料をご用意いたします。

1ページであります。

1の事業の目的であります。妊婦・子育て家庭に対しまして伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施することで、安心して出産・子育てができる環境を整備するところであります。

2の実施内容であります。1つが伴走型支援でありまして、出産・育児の見通しを立てるための面談や、その後の継続的な情報発信、随時の相談受付等の実施を通じ、必要な支援につなぐものであります。もう一つが経済的支援でありまして、出産・子育て応援給付金として、令和4年4月1日以降に出産された方に、妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円を支給するものであります。

3の対象者であります。伴走型相談支援は、全ての妊婦及び主にゼロ歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯であります。経済的支援は、令和4年4月以降に出産された全ての方であります。

4の補助金及び事業費であります。アの補助金は出産・子育て応援交付金でありまして、補助率は、それぞれ国が3分の2、道が6分の1であります。イの事業費のうち、(1)の伴走型相談支援は、事業費が子育て世代包括支援センター保健師等の人件費でありまして、補助対象の上限が362万9,000円であります。それぞれの負担額は、記載のとおりであります。(2)の経済的支援は、事業費が給付金でありまして、30人を見込んでおり、300万円であります。それぞれの負担額は、記載のとおりであります。

5の実施スケジュールにつきましては、記載のとおり、本臨時会で議決をいただいた後、事業を開始する予定となっております。

次に、4款1項1目保健衛生総務費は、簡易水道事業特別会計への繰出金の追加であります。3目予防費は、出産・子育て応援交付金事業の伴走型相談支援の国・道補助金を人件費に財源充当す

るものであります。6目国民健康保険病院費は、国保病院にA I 問診システムを整備するための交付金であります。事業の実施に当たり、国の新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用いたしますが、現時点で交付金の全額を他の事業に充当しているため、他の事業を清算し、執行残整理の際に財源の整理を行います。

5款1項農業費は、大家畜特別支援資金利子補給補助金5件の追加であります。同款2項林業費は、サンタの森の環境振興事業補助金373万4,000円の追加でありまして、新たに設備を整備した林業事業体へ補助をするものであります。住宅用地域材利用促進事業補助金につきましては、確定見込みによる減額であります。同款3項1目水産業総務費は、旅費の追加であります。4目増養殖研究費は、魚類飼育試験施設の海水を止水する配管が高波の影響により破壊されたため、復旧事業費を計上するものであります。配管の復旧工事につきましては、令和4年度から5年度の工期となりまして、4年度予算では前払い金分を計上し、竣工金は債務負担行為を設定し、令和5年度当初予算に計上するものであります。

続きまして、6款1項商工費は、シーサイドパーク・アウトドア施設整備基本構想・基本計画策定業務委託料であります。シーサイドパークキャンプ場の再整備につきましては、検討のお時間をいただき、関係各課や町民みらい会議で議論してまいりました。それらの意見を踏まえまして、シーサイドキャンプ場再整備計画の骨子案を策定したところであります。

お手元の議案資料3ページをお願いいたします。

議案資料の3ページに計画策定の趣旨を記載しております。キャンプ場を開設してからこれまでの経過を記載しているところがございます。これらを踏まえまして、役場庁舎内に関係課を構成員とする再開検討委員会を設置し、町民の意見を考慮しながら、議論を重ね、キャンプ場の存続を決定したところであります。

次に、キャンプ場の目指す姿、3ページの後段から4ページであります。

5つの項目について軸を定めているところでありまして、1つには地域の活性化につながる施設、2つ目は自然の魅力を生かした施設、3点目は誰もが利用できる施設、4点目は持続可能のある施設、5点目は民間活力の参入を促す施設としたところであります。これらを実現するため、施設整備の基本構想・基本計画の策定を委託するものであります。施設整備の関連予算は、令和5年度補正予算での計上を予定しているところであります。

続きまして、7款3項港湾費は、国の補正予算により追加となった港湾直轄整備事業の負担金であります。事業の完了が令和5年度でありまして、繰越明許費を設定し、全額を5年度に繰り越すものであります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

次、議案書4ページであります。

第2表、繰越明許費は、港湾直轄事業負担金であります。

第3表は、2件について債務負担行為を追加するものであります。

第4表は、地方債補正の追加でありまして、補正予算債を追加するものであります。

町債の合計に1,120万円を追加し、5億4,257万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第2号であります。

本案は、令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ48万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億3,981万6,000円とするものであります。

第2表につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの第1表であります。

歳入は、一般会計からの繰入金であります。

歳出は、企業会計移行に伴うシステム改修費の計上であります。

以上で、議案第1号と議案第2号までの補正予算について、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と簡易水道事業特別会計の2件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計と簡易水道事業特別会計の2件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案2件については、議会規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第1号と議案第2号の2件に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 広尾町出産・子育て応援交付金事業の関係であります。

事項別明細書はそれぞれ4ページになっていますけれども、先ほどの説明の中で、経済的支援の項目の中で令和4年4月1日以降に出産されたということで、10か月程度遡及する中身なのですが、この中で出生届出時、例えばこれが4月の15日とした場合、当然妊娠届出は令和3年度になるというふうに理解するわけですが、この場合、過年度支出になるわけですが、会計処理のほうはどのようにするのか、ご説明いただきたいと思います。

あともう一点、年度途中で転出された場合の取扱いといいますか、どこの自治体で支給されるのか、この点についてもご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） ただいまの関係について説明させていただきます。

まず1点目、すみません。例えば4月15日に出生した場合の会計予算ということでしょうか、お金の支出ということでもよろしかったでしょうか。

4月1日以降に出産、子どもが生まれた場合には、5万円プラス5万円の10万円の給付を支給する予定となっております。会計年度は令和4年度でとなります。

それと、2点目の年度途中で転出という部分については、例えば妊娠をした際に広尾町にいた場合には5万円の支給、そして、もし他町村に出産前に転出した場合には、転出先で支給というふうになります。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） ちょっと確認だったのですが、4月15日出生届の場合は当然5万円支給することなのでは、妊娠届出が令和3年度であっても、これも含めて令和4年度の会計で支出することでもよろしかったですか。確認したいと思います。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 前崎議員が言ったとおり、令和4年度の支給で10万円の支給になります。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

1番、松田議員。

1、1番（松田） 6款商工費の観光費の部分です。

シーサイドパーク・アウトドア施設整備基本構想の委託料で100万1,000円の計上がありますが、こういった形の委託になるのでしょうか。整備の見積り等になってくると思うのですが、現時点で分かっていることがあれば教えていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 基本計画の策定におきましては、計画条件の整理、それから基本構想及びコンセプトの検討、それから導入機能及び施設規模の検討、それから整備及び管理運営手法の検討、配置計画の検討、概算事業費及び整備事業全体のスケジュール、事業スケジュールと今後の課題検討、そのほか全体で広尾町シーサイドパーク・アウトドア施設整備基本構想・基本計画の策定となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1 番（松田） ただいまの説明では、施設の改修の見積り以外に運営に関しても外部委託ということになるということなのですかね。どうでしょうか。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） そのような委託となっております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1 番（松田） 外部の業者に、どのような運営を行うかとか、どのような構想を持つとか、町民にどのような還元があるかとかというのを全部丸投げするような形になるのですか。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 今までの経緯を含め、どういったことが出されるのかというところを含めて委託しようと思っておりますが、出された基本計画、基本施策も受け止めて、それをまた庁内で検討して実施になると思いますので、全てを丸投げという形にはならないのかなと思っております。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第1号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてと議案第2号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号と議案第2号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第1号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてと議案第2号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和5年第1回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時24分